

2019年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、6月1日時点で実施します。同調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。

また、調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的

経済センサス―基礎調査を実施します

総務省統計局では、都道府県・市町村を通じて「経済センサス―基礎調査」を実施します。

この調査では、2019年6月から2020年3月までの間に、調査員が全国すべての事務所の活動状態を实地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより調査を行います。

調査にご理解とご協力をお願いいたします。

外（税の資料など）に使用することは絶対ではありません。

調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ】

総務省・経済産業省（工業統計調査コールセンター）

☎ 0120-8051071

（フリーダイヤル）

企画政策課情報係

☎ 85-6121



工業統計キャラクター
コウちゃん

【問い合わせ】

総務省統計局（経済センサス―基礎調査コールセンター）

☎ 0120-2021095

（フリーダイヤル）

企画政策課情報係

☎ 85-6121



大切な土地を守る 地籍調査

―今年度の調査範囲は萩野地区です―

【問い合わせ】建設水道課用地係 ☎ 85-6139

地籍調査

地籍調査は土地の現況を調査するもので、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界の測量及び面積の測定を行い、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）を作成するものです。

この調査結果に基づいて、土地の表示に関する登記が書き替えられます。また、字限図に替わって地籍図が登記所の備え付けの地図として保存されます。（※所有

者の変更はできません。）

この調査の際、条件に応じて土地の分筆や合筆を行うこともできます。また、土地所有者の方が自分で変更などの登記申請をする必要がなく、登録免許税などの費用はかかりません。

調査方法

平成31年度に調査する地域

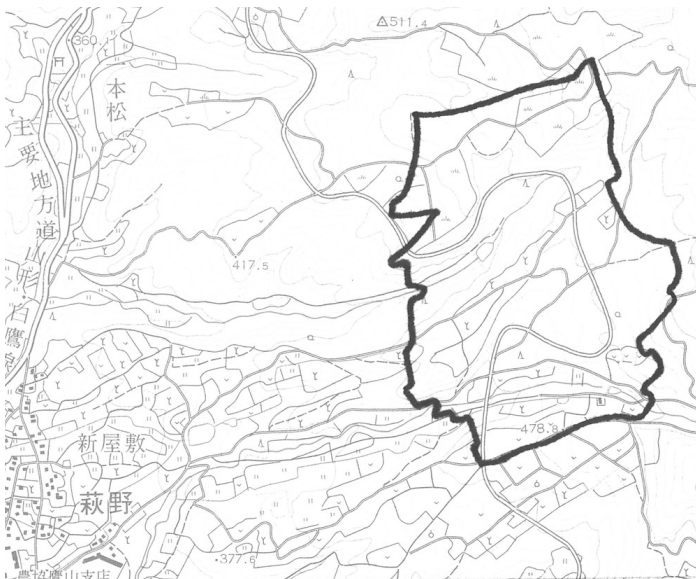
は、上の図の範囲です。

①まず、土地所有者の方は自分で境界杭を打ってください。その際、隣接している土地の所有者と必ず立ち会って境界を確認したうえで杭を打ってください。また、自分の所有地内であっても、田と畑といったように地目が異なる所には地目境の杭を打ってください。

②境界杭の設置完了後、現地調査を行います。その際、土地所有者の方は正しい調査ができるように立ち会ってください。

③境界杭の確認が終わると引き続きすべての境界杭を測量します。

※調査の概要は以上ですが、詳しくは土地所有者の方に個別にご連絡します。



山形県若者定着奨学金返還支援事業 「助成対象者」を募集します

● 募集対象者【次の各号に全て該当する方】

- ① 白鷹町内に居住し、山形県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を今年度に卒業見込みの方、または卒業した方
- ② 山形県内外の大学、大学院修士課程（博士課程前期）、高等専門学校（第4学年以上）、短期大学または専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に来年度進学予定、または在学する方
※高等専門学校の在学者の場合は、①の要件は山形県内の中学校または特別支援学校中等部を卒業した方を含む。
- ③ 日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）及び第二種奨学金（有利子）の貸付を希望する方または貸与を受けている方
- ④ 大学等を卒業後6カ月以内に、山形県内に居住かつ就業し、その後3年間継続する見込みの方
- ⑤ 次の対象産業分野への就業を希望する方。ただし、公務員は対象外です。
 (1) 商工分野 (2) 農林水産分野 (3) 建設分野
 (4) 医療・福祉分野（医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く）

● 募集人数：4名

書類審査により認定し、文書で通知します。なお、募集人数を上回る応募があった場合、書類審査等により選考します。

※募集人数を上回る応募があった場合には、助成対象者に認定されない場合があります。

● 助成金額

助成候補者の認定を受けた年度以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額を上限に支援します。

（例）4年制大学を卒業した場合
 $26,000円 \times 48カ月 = 1,248,000円$
 を上限に支援します。

※白鷹町以外に移住した場合は、助成金額が1/2に減額となります。

● 応募について

下記の必要書類を、大学卒業後に居住予定の市町村へ持参、または郵送により提出してください。

▷ 必要書類

- ① 山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【市町村連携枠】
- ② 成績証明書（在学中の大学等の成績証明書）
- ③ 家計支持者の所得に関する証明書（平成29年度分の源泉徴収票、取得可能な直近年の所得証明書の写し）
- ④ 予約採用決定通知書、奨学金貸与証明書または奨学生

※書類は、それぞれ2部（原本及びその写し）提出してください。

▷ 募集期間

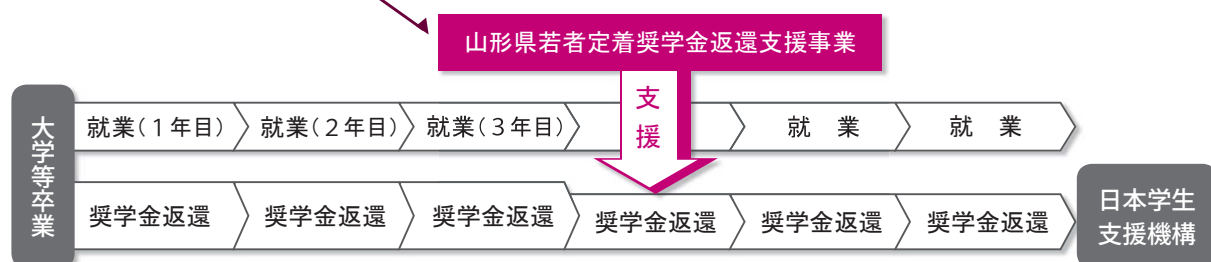
5月20日（月）～6月21日（金）

※郵送の場合は必着

【申請先・問い合わせ】

商工観光課商工振興係 ☎87-0696

事業のしくみ



※就業後3年間奨学金返還することが助成の要件となります。